労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に 占める派遣料金と労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)の情報公開が派遣元事 業主に義務付けられました。(法第23条第5号)

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額

マージン率=

派遣料金の平均額(小数点以下一位の位を四捨五入)

○実施事業所名 · 事務所所在地

公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 阿南広域事務所

〒399-1504 長野県下伊那郡阿南町西條2333番地1

令和3年度実績

派遣労働者の数	66人
派遣先の数	21社
マージン率	20.9%
派遣料金の一人あたりの平均額	9,660円(1日あたり8時間換算)
派遣労働者の賃金の平均額	7,640円(1日あたり8時間換算)
教育訓練に関する事項	入職時講習
その他事項	労災保険加入
	※社会保険・雇用保険加入なし
	シルバー人材センタ-が実施する派遣事業は「臨時的
	かつ短期的(概ね月10日程度)、または軽易な業務
	(概ね週20時間以内)」に限定されており適用対象
	外となっております。